

大切なあなたへ

～DVに気付いていますか～

夫やパートナーとの関係に悩んでいませんか



小野市市民安全部ヒューマンライフグループ



DV(ドメスティック・バイオレンス)って・・・

DVとは、夫婦や恋人(内縁関係、事実婚、同棲、元夫婦、元恋人も含む)など親密な関係にある、または、あったものから振るわれる暴力のことです。

暴力というと多くの人は、殴ったり、蹴ったり「手をあげる」と表現されるような身体的な暴力行為をイメージするでしょう。しかし暴力には、さまざまな種類があります。さまざまな形で繰り返し行われる暴力は、被害者の心身に多くの影響を与え、自分らしく生きる力を奪うと共に子どもにも直接・間接的に大きな影響を与えます。

DVは、犯罪となる行為も含む暴力であり、被害者と子どもの人権を著しく侵害する重大な人権問題なのです。

この冊子は、DV被害の中にある被害者や子どもたち一人ひとりが暴力のない安全で安心できる暮らしを取り戻せることを願い作成致しました。社会からDVをなくしていくため被害者の方や、その支援者の方をはじめ、広く皆様にご活用いただければ幸いです。

DVは、犯罪であり重大な人権侵害です

もくじ

DVチェックリスト「こんなことはありませんか？」……………	1
さまざまな方法であなたを支配しようとしています	
●さまざまな暴力の種類……………	2
●モラルハラスメント●リベンジポルノ(デートDV)……………	3
DVを理解するためのQ&A……………	4
QケンカとDV、どちらがうの?●DV加害者って、どんな人?	
QDVは、治りますか?	
Q暴力を振るわれる方(被害者)にも原因があるのでは?	
Q暴力を受けているのに、なぜ逃げないの?……………	5
Q子どもにどんな影響があるの?	
QなぜDVがなくなるの?	
暴力を受けている人に気づいたら・相談されたら……………	6
言ってはいけない言葉・あれこれ……………	7
あなたが暴力を受けていたら・あなたは1人ではありません…	8
さまざまな機関で被害者を支援しています……………	9
DV相談窓口・・・ひとりで悩まないで……………	10

DVチェックリスト

「こんなことはありませんか？」

- 「常識が無い」「アホ」「なにもできない」など人格を傷つける暴言を吐く。
- うまくいかないことがあると、何でも私のせいにする。
- 「誰に食わせてもらってるんだ」と怒鳴る。
- 意見が対立するといつも負けるので、あきらめることが多い。
- 身体の不調を訴えると、自分の方がもっと不調だと言う。
- 自己中心で自分勝手な相手に、振り回されている気がする。
- 子どもの前で私をバカにしたり、叩いたりする。
- 子どものことを優先しようとしたら機嫌が悪くなる。
- スマホや携帯で私の行動を頻繁に把握しようとする。
- 大声を出して私に言うことをきかそうとする。
- 日常的に相手の顔色を見ながら過ごしているので緊張している。
- 怒り出すと手が出ることもある。前に、あった。
- 気に入らないことがあると、物を投げたり壊すことがある。
- 髪を引っ張る、蹴ったり、叩いたりする。
- 首を絞める。(冗談だと笑いながら軽く絞められたことがある)
- 必要な生活費を渡さない。
- 借金を繰り返したり、私に借金をさせる。
- 避妊に協力しない。
- あなたの体調を軽視して性行為を行おうとする。
- 自殺すると脅す。

男性の被害者もいますが被害者の多くは女性です。内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査報告書(H26年)」によると暴力を受けた経験について、女性の9.7%が「何度もあった」14.0%が「1,2度あった」と回答しています。

身体的暴力は15.4%、精神的暴力は11.9%、性的暴力は7.1%の人が「1,2度あった」と答えています。

また、DVを受けた人のうち44.9%は誰にも相談していません。

DVかな？と感じたら信頼できる人や機関・警察に相談してください。

◎ さまざまな暴力の種類

様々な方法であなただを
思い通りに支配しようと
します。

精神的な暴力

- 言葉や態度で侮辱する
- 怒鳴る ・言葉で脅す
- 何を言っても無視する
- 大切にしている物を壊したり
捨てたりする など

モラルハラスメント

- 精いっぱい努力しているのに認められない
- 些細なことでひどく責められる
- いつも夫(妻)の意見や要求ばかりがとおる
- バカにされる ・ウソをつかれる
- 言い訳だと決めつけられる
- 説明を求めても応じてもらえない など

性的な暴力

- 性行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 見たくないのにポルノを見せる
- 妊娠、中絶を強要する
- リベンジポルノ など

子どもを利用した暴力

- 子どもの前で悪口をいう
- 子どもを盾にして脅す
など

社会的な暴力

- (社会から孤立させる)
- ラインやメール、電話を
チェックする
- 実家や友人との付き合い
を制限する など

身体的な暴力

- 殴る、蹴る (ふりをする)
- 首を絞める (冗談でもDV)
- 髪をつかむ、引きずり回す
- 物を投げる
(当たらなくてもDV) など

経済的な暴力

- 生活費を制限したり渡さない
- 使い道を細かくチェックする
- 借金を繰り返す など

●モラルハラスメント

叩いたり、蹴ったりなどの身体的暴力はありませんが、大声で怒鳴ったり皮肉を言ったり、悪口や嫌がらせ、無視などを繰り返して行き相手を精神的に追い詰めて行くことを「モラルハラスメント」と言います。

モラルハラスメントは、相手に威圧感や恐怖感を与え、支配することを目的とした精神的な攻撃です。しかし、その攻撃の一つひとつは些細なことと感じることが多く、攻撃に気づかないまま深刻なダメージを受けてしまうことがあります。



傷もアザも見えないけれど
何だか息苦しくて辛い…
やる気が出なくて、
力がなくなっていく…
これが「モラハラ」の被害です

●リベンジポルノ(デートDV)

ネットに写
真をばらま
くぞ!!!

プライベートな
性的画像を勝手に
公表するのは
犯罪です

妻や夫、別れた恋人に一方的に怒りや恨みを持ち、相手の名誉を傷つける、嫌がらせを目的に下着姿や裸の動画やキスをしている写真などをインターネットやSNSに無断で投稿、公開することをリベンジポルノと言います。

リベンジポルノを使って脅して言うことを聞かそうとするのは、暴力です。

また、若いカップルの間でおこる暴力を特に「デートDV」といい、リベンジポルノの被害を受けていることもあります。相手に許可なくプライベートな動画や写真をネットに投稿してもされてもいけません。

DVを理解するためのQ&A



Q：ケンカとDV、どちらがうの？

A：ケンカは、対等な関係でこそできるものです。DVはいつも一方が相手の機嫌を損ねないよう気にする。相手が怖くてものが言えない。といった支配と服従の関係で起きます。

『あなたが怖いと思ったら
それは、DVです』

Q：DV加害者って、どんな人？

A：家庭の中で相手を支配、コントロールしようとするが、職場や地域などでは人当たりがよく、優しいなどの評価を得ている人も少なくありません。
年齢、職業、社会的地位などもさまざまです。

Q：DVは、治りますか？

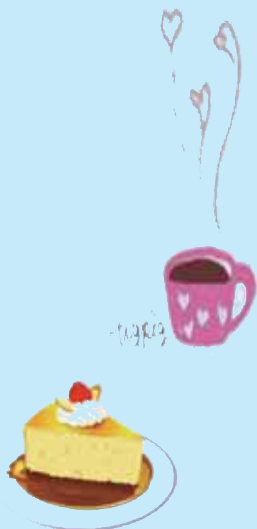
A：DVは、病気やアルコール依存症などが原因ではありません。親密な関係の人を暴力で支配してもいいという間違った価値観を持っていることが原因です。加害者が暴力を止めるには価値観を変えることが必要なのです。

『暴力は薬を飲んだり病院に行けば治るというものでもないと考えられています』

Q：暴力を振るわれる方(DV被害者)にも原因があるのでは？

A：「お前が悪いから仕方が無かった」などと暴力の理由を被害者のせいにするのがよくあります。しかし、いかなる暴力も、暴力は、加害者の責任です。被害者の非を探して暴力を正当化することは絶対に許されません。納得のいかないことは暴力でなく言葉で思いや考えを伝えることが大切です。

『どんな理由があっても暴力は、許されません』





Q：暴力を受けているのになぜ、逃げないの？

A：①安全で適切な住居を見つけるのが困難

②経済的な不安

③子どもの将来への不安

④親きょうだいに迷惑をかけることへの不安

⑤今まで築いてきた人間関係や仕事、住宅をなくしたくない

⑥「自分がいなければ加害者はダメになってしまう」と加害者を心配する思い

・・・など

『加害者から「お前が悪い」「子どもは渡さない」「どこに居ても絶対探す」と言われ続けると、何もできないと思いこまされ、逃げる機会や気力を次第に失っていきます。自立が困難なことや「どんな父親でも子どもには必要」「妻は夫に従うべき」など、社会通念や周囲の意識など被害者を取り巻くさまざまな制約が逃げ出すのを躊躇させる原因となっています』

Q：子どもにどんな影響があるの？

A：DVを身近で見聞きすることは、子どもに大きなストレスを与えます。不安を感じ落ち着きがなくなったり、学業不振に陥ったり人間関係をうまく築けなくなったりします。また「自分のせいで暴力が起きている」「自分がいるから母親が逃げられない」と自分を責める子も少なくありません。

できる限りDVの傷を最小限にとどめ、親と子が安心して安全な環境で暮らせることが大切です。

『改正児童虐待防止法では、DVを見聞きさせられることも精神的虐待であると明記しています』

Q：なぜDVは
なくならないの？

A：DVの背景には、固定的な性別役割意識や男女の社会的・経済的格差や暴力容認の考えなどの社会問題が解消されないからと考えられています。



暴力(DV)を受けている人に気づいたら・相談されたら

あなたにしてほしいこと

1. 話をじっくり聴きます

まず、よく聴きます。確認したいことや伝えたいことは、相手が充分に話し終えるまで我慢して待ってください。

2. 「あなたは、悪くない」と伝えます

被害者の多くは暴力を振るわれたのは自分が悪かったからだ、と思ひこまされたうえで、自分を責めています。

「あなたは悪くない。暴力は、振るった側の責任です」と伝えて下さい。

3. 被害者や子どもの安全を確かめてください

4. この冊子を渡すなど、専門の機関があることを伝えてください

5. あなたが支援者として何ができるか、専門機関に相談しましょう

6. 秘密は、守ってください

被害者の秘密が相手に漏れると大変危険です。

7. 寄り添ってください

病院や警察、専門機関への相談などに行く時に付き添って下されば、被害者はより安心できるようです。

あなた1人でDVの問題を解決するのは非常に困難です。被害者(相談者)にこの冊子を渡し、裏表紙の専門機関につないでください。

DV被害者の気持ち

- ◎相手を「怖い」と思う。
- ◎相手の機嫌を損ねないかといつも不安を感じる。
- ◎相手が怒りだすと、とにかく謝って何とか、なだめようと思う。
- ◎自分さえ我慢すればいいと思っている。
- ◎子どものためには、両親揃っている家庭が必要だと思っている。
- ◎自分は、何を言われても仕方ないつまらない人間だと思っている。
- ◎相手は「何時か変わってくれる」と期待している。
- ◎相手は、優しい時もある。優しい時が「本当の姿だ」

要注意

こんな言葉は、被害者を励ましているつもりでも、かえって被害者を傷つけたり追い詰めたりします

言ってはいけない言葉・あれこれ

「あなたも悪い」→ 【暴力は振るう側の問題です】

「そのぐらいの夫婦ゲンカはみんなしている」→【暴力を容認しない】

「子どもには、父親が必要」

「子どものために我慢した方が良い」

「我慢していたら、そのうち治まる」

}【一方的な意見を

押しつけない】

「愛情の表れよ」→ 【「愛すること」に暴力や束縛はありません】

*「子どものため」に、暴力のある家庭から離れることは大切です。

DV防止法の通報の努力義務

DVを発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めることになっています。



医師やその他の医療関係者が、配偶者からの暴力によるケガなどを発見した時は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報できることになっています。そしてそれは、守秘義務違反には、当たらないことになっています。(ただし、被害者本人の意思は尊重されます)



DVは、家庭内で行われ人の目に触れない上に、被害者自身が、自分が被害者であることを認めたくないという心理が働き、DV家庭であることが世間に知られることを恥ずかしいと感じたり、加害者が怖くて第三者に訴えられない場合も多く、表面化しないまま被害がひどくなっていくという傾向があります。

近所、または身近な所でDVがあることを発見したときは「他の家庭の事には口出しすべきでない」とか「面倒なことには関わり合いたくない」と考えずに勇気を持って通報してください。

あなたが暴力を受けていたら

あなたと子どもの安全を最優先しましょう

- ①危険と感じた時は110番通報して、あなたと子どもを安全なところに保護してもらいましょう。
- ②けがをした場合は病院で診断書を取っておきましょう(少し血が出ただけ、小さな青あざが出来ただけなど、軽度な傷でも病院で診察を受けることを勧めます)
- ③暴力の証拠となる写真やメモ、メール、ラインの保存をしておきましょう。

あなたは1人ではありません…私たちはあなたの味方です

警察や相談機関に連絡を取りましょう

- ①相談機関はあなたの思いを尊重しつつ、あなたが安全に安心した生活ができるように共に考えます。
 - ②秘密は守られます。
 - ③相談機関に連絡したときは、発信履歴をその都度、消しましょう。
 - ④緊急の場合は110番通報しましょう。
- 事前相談や110番登録は、最寄りの警察署の生活安全課に相談します。



DVの相談機関は
裏表紙にあります

さまざまな機関で被害者を支援しています

誰もが安全で安心した生活をする権利を持っています

支援の流れ

暴力に悩んでいる

相談したい
どうしたらいいかわからない
情報が欲しい

小野市DV相談室

☎ 63-1116

ONO ひまわりほっとライン

☎ 62-4110

女性のための相談

☎ 63-8250

相談者の気持ちを
尊重しながら悩みや
今後の方向について
一緒に考えます

加害者がいない所に
逃げたい

小野市
DV相談室

☎ 63-
1116

小野警察刑
事生活安全
課

☎ 64-
0110

兵庫県

加害者を
引き離してほしい

地 方
裁 判 所

■安全に確保
(一時保護)

新しい生活を始めたい・自立支援

住民票や国
民健康保険
などの相談

市民課

各種社会
福祉制度
の利用

福祉事務所

住むところ
を探したい

まちづくり課

相談・証明
支援情報
提供

DV相談室

仕事に
就きたい

ハローワーク

子どもに関
する相談

保健センター
子育て支援課
教育委員会
青少年センター
こども家庭セン
ター

離婚
したい

DV相談室
法テラス
弁護士会
女性のため
の法律相談
ター

相互に連携しながら
各種支援を実施

命の危険を感じたときは、110番通報してください

だれかに話すことで、自分の本当の気持ちに気づくこともあります。
心配なことがあれば、まずはお電話下さい。相談は無料、秘密は厳守します。

DV相談窓口…ひとりで悩まないで

小野市

- ☆小野市DV相談室・・・0794-63-1116
月～金 9:00～17:00
- ☆ONOHIMAWARIほっとライン・・・0794-62-4110
月～金 9:00～17:00
- ☆小野市女性のための相談・・・0794-63-8250
毎週木 9:30～16:00
- ☆小野市ひとり親家庭相談・・・0794-63-1645
月～金 9:00～17:00
- ☆小野市地域包括支援センター・・・0794-63-2174
月～金 9:00～17:00

兵庫県

- ☆兵庫県女性家庭センター・・・078-732-7700
毎日（土日、祝日も相談できます）9:00～21:00

警察

- ☆小野警察 刑事生活安全課・・・0794-64-0110
- ☆兵庫県警察ストーカー・DV相談電話・078-371-7830
毎日24時間対応 「危ない!!」と思ったら110番!!

法律

- ☆神戸地方裁判所 社支部・・・0795-42-0123
月～金 9:00～17:00
- ☆法テラス（兵庫）・・・050-3383-5440
月～金 10:00～12:00 13:00～16:00

24時間対応ホットライン

- ☆性暴力救援センター・大阪SACHICO・・・072-330-0799
- ☆よりそいホットライン（通話無料）・・・0120-279-338

制作 発行 ■小野市 市民安全部ヒューマンライフグループ
〒675-1380 小野市王子町806-1
TEL: [0794-63-4311](tel:0794-63-4311) 発行日 ■2017年3月